

平成31年（ラ）第 号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令即時抗
告事件

抗告人（債権者）

相手方（債務者） 四国電力株式会社

抗 告 理 由 書 4

（避難について）

平成31年4月12日

広島高等裁判所 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 中 村 覚

ほか

目次

第1	はじめに	2
1	司法審査のあり方	2
2	原決定の誤り	3
3	本書面の構成	4
第2	原決定の誤り—5層の防護に反する	4
1	原決定の判示及びその誤りの概要	4
2	国際的な経緯一度重なる原発事故を経て第5層が必要に	6
3	第5層の欠如は、原子力発電所の安全の欠如	7

4	福島第一原発事故における避難の悲惨さ	8
5	福島第一原発事故を受けた現行法の趣旨	13
6	これまでの高裁決定	16
7	結論	19
第3	原決定の誤り—島の避難困難性を無視	20
1	原決定の判示	20
2	「全国規模のあらゆる支援」は根拠にならない	21
3	自治体が直ちに避難所を開設することの困難さ	25
4	結論	35
第4	原決定の判断の脱漏—安定ヨウ素剤の備蓄・配布	36
1	抗告人らの主張	36
2	原決定の判断の脱漏	39
第5	原決定の誤り—避難の実効性欠如と人格権侵害の具体的危険	39
第6	原決定の誤り—事故シミュレーションと抗告人らの被害	40

第1 はじめに

1 司法審査のあり方

本件では、抗告人らが居住する島からの避難が極めて困難で実効性がなく、本件原発で放射性物質放出事故が起きた場合、被ばくによって発がんリスク（被ばくから数年あるいは数十年後にがんを発症するという晩発性障害のリスク）を負うことになり、人格権侵害の具体的危険がある。

このように生命、身体への危険が問題とされている事案についての司法審査の枠組みは、民事保全法の大家である瀬木教授の意見書のとおり、「住民側の行うべき疎明の程度は通常の仮処分よりも低くて足

り、一方、この疎明があった場合には、事業者側は、そのような危険が存在しないことについての高度の反対疎明（本訴でいえば反証）に成功しない限り、住民側の疎明が尽くされたこととなる」（甲650・13頁）。

2 原決定の誤り

しかし、原決定は、住民側（抗告人ら）が避難の困難さについて具体的な疎明をし、事業者側がそのような危険が存在しないことについて「高度の反対疎明」どころか通常の「疎明」（抗告人らの指摘した具体的危険に対する具体的な解決策の提示）に成功していないにもかかわらず、住民側の人格権侵害の具体的危険がないと結論づけた。

すなわち、住民側（抗告人ら）は、地震と原発事故が同時に起きた場合に、原子力災害対策指針に定めるような屋内退避をすることはできず、近くの避難場所も耐震性を備えておらず、避難経路も土砂災害警戒区域等で多数阻まれるなどの危険性を具体的に指摘し、疎明した。これに対して、事業者側（相手方）は、山口県の地域防災計画など一般的抽象的な内容で、大枠しか示せていない資料に基づく主張疎明をただけで、住民側が指摘した具体的な危険性を、誰によって、いつまでに、どのような方法で解消して、実効性ある避難を可能にするのかについて、何ら主張疎明していない。

これについて、原決定は、「地震と過酷事故の同時災害となった場合に、債権者らの居住地の状況からすれば、債権者らが速やかに避難、屋内退避を行うことは容易ではないようにも思われる。」（原決定311頁）との極めて不十分ながら、住民側（抗告人ら）の主張疎明した避難の困難性を認定した。

ところが、それに続けて、原決定は、要旨、①本件原子炉の有する危険性は社会通念上容認できる水準以下であるから放射性物質が放

出される具体的危険が疎明されたとはいえないこと、②全国規模のあらゆる支援が実施されることになっており、県や市町村は避難所を開設・支援することになっているという一般的抽象的な枠組みがあることを認定しただけで、抗告人らの人格権侵害の具体的危険はないと判示した。

しかし、上記原決定の①は、現行法制度の下では5層の深層防護が求められる原発の安全性確保の考え方に反する。

また、上記原決定②について、抗告人らは、原決定が上記②で認定した一般的抽象的な枠組みに沿って避難をした場合の具体的な危険を主張疎明しているところ、相手方は一般的抽象的な枠組みしか主張していない。ところが、上記原決定の②は、その一般的抽象的な枠組み（抗告人らの主張の前提）があるから避難の実効性に問題がないと何ら意味のない判示をしただけで、抗告人らの指摘した具体的危険について根拠のある理由を何も示さないまま、具体的危険はないと判示した。つまり、上記司法審査の枠組みでいう「高度の反対疎明」どころか、通常の「疎明」（抗告人らの指摘した具体的危険に対する具体的な解決策の提示）すらなされていないにもかかわらず、具体的危険がないと判示した誤りがある。

3 本書面の構成

以下では、原決定の上記①の誤りを「第2」で述べ、原決定の上記②の誤りを「第3」で述べ、その他の判示について「第4」「第5」「第6」で述べる。

第2 原決定の誤り—5層の防護に反する

1 原決定の判示及びその誤りの概要

原決定は、「本件原子炉の有する危険性は、その相当程度が管理さ

れ、社会通念上容認できる水準以下にあるから、相対的安全性を有すると認められる。したがって、本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することが疎明されたとはいえないから、具体的危険性が存在することを前提とする債権者らの上記主張を採用することはできない。」と判示する（原決定311頁）。

上記判示は、深層防護¹の第3層（地震や火山などによる設計上想定すべき事故が起きても炉心損傷等に至らせない）までを満たせば、第5層である避難の実効性は不要であるとの判示である。

しかし、原子力発電所の安全確保における深層防護の特徴は、原子力発電所からは人々の生活圏にも放射性物質が放出されることから、施設そのものの安全確保のみならず、人々に被ばくをさせない防護階層、つまり、避難の実効性確保（第5層）を要求するところにある。この考え方は、度重なる原発事故の経験を受けて、1990年代には国際的に確立している。そして、日本では、福島第一原発事故を受けて、国際的に20年以上も遅れて、ようやく法改正をし、「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準を踏まえて」、原子力発電所の安全確保を行うことを定めた。これによって、第5層の避難の実効性確保を要求するという原子力発電所における深層防護の考え方を法律に取り込んだ。

したがって、上記判示は、第3層までで原子力発電所の安全を確保できるとする点で、第5層を要求する国際的に確立した考え方に反し、また、確立された国際的な基準を踏まえると定める日本の法律に反し

¹ 深層防護とは、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合わせによって、人あるいは環境に対する有害な影響が引き起こされることを防止するというものである。原子力発電所の安全確保においては、第1層から第5層までの5層で構成される。詳細は原審の準備書面1・2・7の補充書1「第1」のとおりである。

ている。

以下、詳述する。

2 国際的な経緯一度重なる原発事故を経て第5層が必要に

深層防護の考え方の使用が開始されたのは、1950年代のアメリカである。当時は、深層防護といっても、第3層までが示されていたにすぎない（甲621・国会事故調報告書118頁「1.3.3」の「2）」の「a. 海外での深層防護における深さ」）。

1979年（昭和54年）のアメリカにおけるスリーマイル島原発事故は、深刻な炉心溶融を引き起こした原発事故であり、シビアアクシデントおよび確率論的安全解析に関する最初の理論的研究の結果の多くを裏付けた（甲1025の1、甲1025の2）。

1986年（昭和61年）に旧ソ連のウクライナで起きたチェルノブイリ原発事故は、大量の放射性物質を、地球の北半球の広範囲に放出した最悪の原発事故であった。事故から30年以上経過した現在でも、人が立ち入れない区域は残っており、甲状腺がんの増加など深刻な被害は継続している。

このチェルノブイリ原発事故によって、放出された放射性物質による中長期的な汚染と原子力発電所外の緊急時計画（避難計画）の役割に注目が集まった（甲1025の1、甲1025の2）。

このような深刻な原発事故を経験して、5層の深層防護を備える考え方が確立した。すなわち、1996年（平成8年）にはINSAG²-10で重大事故への対応強化のために5層の深層防護へと改訂され、以降1999年（平成11年）のINSAG-12、2000年（平成12年）のIAEA安全基準NS-R-1においても一貫して

² IAEAのInternational Safety Advisory Group（国際原子力安全諮問グループ）の略。

繰り返し第5層までの考え方、対策の必要性が示されている。また、アメリカにおいても、1994年（平成6年）の規格NUREG/C R 6 0 4 2で初めて第5層の考え方が示され、その後のNUREG 1 8 6 0でもその対策が示されている。NUREG 1 8 6 0ではさらに第6層として立地が定義され、外的事象の発生頻度限界を要件として定めている。（以上、甲621・国会事故調報告書118頁「1. 3. 3」の「2）」の「a. 海外での深層防護における深さ」）。

このように、国際的には、度重なる原発事故の経験を受けて、3層では原子力利用の安全を確保できないことが分かり、5層の深層防護が必要であるとの考え方が確立した。

3 第5層の欠如は、原子力発電所の安全の欠如

上記の国際的に確立した考え方（原子力利用の安全確保のためには5層の深層防護が必要）は、次のとおり、IAEAの安全基準にも反映されている。

すなわち、IAEAの安全基準は、電離放射線の悪影響から人と環境を防護するための高水準の安全を定める事項についての国際的な合意を反映したものである。それらは、3種類に分類される。1つ目の最上位に位置付けられる、「安全原則」は、基本的な安全の目的と、防護と安全の原則を示し、安全要件のための基礎を提示する。2つ目に位置付けられる、「安全要件」は、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない要件を制定する。3つ目に位置付けられる、「安全指針」は、安全要件を遵守する豊富尾についての推奨や手引きを提示しており、また、推奨された手段（又は等価な代替手段）を取ることが必要であるという国際的な合意を示している。（以上、甲859・x頁）

IAEA安全基準の基本安全目的は、最上位の「安全原則」に規定

されているとおり、「人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護すること」である（甲 8 5 7 ・ 4 頁「2. 安全目的」）。

この目的を達成するために、安全原則 1 0 項目が規定されている（甲 8 5 7 ・ 5 頁「2. 3.」）。

安全原則のうち、「原則 8」は、原発事故を「緩和するために実行可能な全ての努力を行わなければならない。」とする。そして、「事故の影響の防止と緩和の主要な手段は「深層防護」である」と規定する。（以上、甲 8 5 7 ・ 1 3 頁「原則 8」、「3. 3 1」）。

「深層防護」の具体的内容は、「安全要件」（現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない要件）に規定されており、第 1 層から第 5 層までで構成されると規定されている（甲 8 5 9 ・ I A E A 安全基準「個別安全要件 S S R - 1 / 2」7 頁「2. 1 3」）。

以上のとおり、I A E A の安全基準によると、人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護するという基本安全目的を達成するために、第 5 層は不可欠な防護階層である。

したがって、第 5 層の欠如は、人及び環境を電離放射線の有害な影響からの防護の欠落に当たり、本件では人格権侵害の具体的危険が存在するといえる。

4 福島第一原発事故における避難の悲惨さ

福島第一原発事故における避難の悲惨さは、双葉病院からの避難に象徴される。

双葉病院からの避難状況は、原審の準備書面 1 の「第 3」の「2」で詳しく述べているが、さらに東京電力の元幹部の勝俣恒久被告人、武藤栄被告人、武黒一郎被告人についての業務上過失致死傷被疑事件（第一審は終結）において明らかになったことから、次のとおり、補

充して主張する（以下、甲1026「東電 刑事裁判で明らかになったこと」12～26頁に基づく。）。

双葉病院は、福島第一原発から南西に約4・5キロの至近距離に位置し、2011年3月11日の時点では寝たきり状態の高齢患者ら338人が入院し、隣接する系列の介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」にも入所者が98人いた。

ところが、以下で述べる避難の過程で、44名もの患者が命を奪われてしまった。

(1) 第1陣避難 12日

事故の翌日の3月12日早朝に原発の半径10キロ圏内に避難指示が出た。双葉病院は、原発から約4.5kmに位置するので避難指示の対象である。

午後2時頃から、双葉病院の入院患者のうち、209人と医師や看護師などおよそ50人の病院スタッフがバスで避難を始めた。

第1陣のバスに付き添った看護副部長の証言によると、「出発当初は「近くの学校の体育館に避難するらしい」と聞いたが、目的地を過ぎて、トイレに行きたいと訴えても、バスは止まらなかった。中には失禁する人もいた。車内は言いようのない不安に包まれた。」

「避難先のいわき開成病院は160床が満員状態のところ、207名（2名は家族が引き取り）が加わり、すし詰め状態で治療が継続された。」というトイレにすら行けない環境で避難し、避難先でもすし詰めという過酷な状態が明らかになった。

(2) 第2陣避難 14日

双葉病院には129名が、ドーヴィル双葉には98名全員が残っていたが、懸命の救助要請にもかかわらず、入所者に対する救助の車はなかなか到着しなかった。通信手段が途絶していたため、避難

者が残留しているという重要な情報が、県災害本部内で、十分共有されていなかった。

また、13日には出発の準備を始めた自衛隊の部隊も、タイベックススーツなどの放射線防護装備の到着を待つ間、救助に出発できなかった。

放射線防護装備をした自衛隊が到着し、14日朝に第2陣避難が出発した。しかし、出発時点で、第2陣の患者らの受け入れ先は決まっていなかった。福島県の災害対策本部で受け入れ先を探した職員は、「県内の病院に片っ端から電話し、搬送先の病院を確保しようとしたが、どの病院も患者がいっぱいで医師が足りていないと言われ受け入れてもらえなかった」「官邸からすぐに避難させてくれと言われたがどの施設もいっぱいだった」などと供述している。先に避難した患者らによってどの医療機関も満員となっていたためである。(下線は引用者による。以下同じ。)

第2陣避難を見届けた後、病院スタッフは、双葉病院の患者に付き添っていた。ところが、14日の深夜には自衛隊が撤退してしまった。警察は、自衛隊の撤退を見て、ただならぬ状態であると判断し、当該病院スタッフを警察の車両で強制避難させ、割山峠付近まで退避させた。それ以降は、双葉病院には医療スタッフはいない状態となってしまった。

(3) 第3陣避難 15日未明 高線量のため、途中で打ち切られた

3月15日の午前1時半ころに自衛隊が双葉病院に向かい、午前9時頃には避難作業を開始した。

この避難活動にあたった自衛官の供述調書によると、救助作業中に「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚だった。 医師免許を持った自衛官が『もう限界

だ』と叫び、すぐに病院を出発するように指示をした」との衝撃的な内容である。

現場が原発事故により高線量となり、避難チームに女性の看護師もいたため、女性労働者の線量限度（5ミリシーベルト）を超えると判断し、入所者47名が搬送された時点で、救助作業が途中で打ち切れ、多くの患者が取り残されたことが明らかになった。

(4) 第4陣、第5陣 15日深夜までかかった最後の救助作業

最後の救助作業は15日の深夜までかかった。

まず7名が15日の11時半には救助された（第4陣）。作業に当たった自衛官の調書によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいなしとの報告だったので、二本松市に向かった。しかし、その後別棟に35名の患者が残されているのを知って再び病院に戻り、15日の深夜までかかって残りの35名の救助を行った（第5陣）と供述している。

(5) 患者らの置かれた悲惨な状況、医療スタッフらの無念

看護副部長は、いわき開成病院で、最初に避難した患者のケアに当たっていた。

しかし、14日の夜、「双葉病院」に残されていた入院患者たちがいわき市内の高校の体育館に避難したと聞き、3月14日夜に体育館に向かった。

看護副部長は患者が乗ったバスが高校に到着した時の状況について「バスの中は異臭がすごく、座ったまま顔が蒼白になって明らかに亡くなっている人がいた。座席の下に丸まって落ちている人もいてとても衝撃的だった」「自分が担当していた患者さんも亡くなっていた」と証言した。

さらに、2日後の16日には、看護副部長は、避難先の体育館で

亡くなっている人がいると聞き、医師とともに身元を確認に行った。看護副部長は、「スクリーンで間仕切りされた場所に並んで11人が横たわっていた。何の治療もしてもらえずに亡くなったんだなと感じました」と証言した。

(6) 遺族の心痛

母を奪われた女性の調書では、「体育館で母の安否を確認した。自衛隊の車で12時間、200キロの搬送で死亡との説明だった。速やかな搬送よりもスクリーニングが優先された。人間としての尊厳などまったくない状態でバスの中に転がされていた。せめて暖かな場所で最後を看取りたかった。ただただ、いとしい母でした。思いがこみ上げます。私は、原発事故でふるさとと母を一瞬で奪われました。改めて原発事故に強い怒りを覚えます。」と意見が述べられている。

また、被害者遺族の意見陳述でも、次のとおり、遺族の悔しさや悲しみが訴えられた（甲1027・東京新聞「怒りと涙「両親返して」東電公判、遺族陳述」）。

双葉病院からの避難によって両親を失った女性は、「事故がなければ、故郷を追われることも両親を亡くすこともなかった。何らかの対策を取っていれば事故は防げたかと思うと許せない」と被告人席の旧経営陣三人に怒りをぶつけた。

母を亡くした女性は、対面した遺体が「骨と皮だけでミイラのようにだった」とし、「被告人たちに私のこのときの気持ちわかりますか。この裁判であなたたちは『私の知り得ることではない』と言い続けている。責任が上層部にあることを認めてください」と強く訴えた。

(8) 小括

以上は悲惨な避難のごく一部であるが、原発事故さえなければ病院で家族に囲まれながら静かな最期を迎えられた患者らが、医療スタッフの付き添いもないままにバスに長時間乗せられ、医療ケアを受けられず、排せつのケアもされず、寝たきりで自力で動けないためバスの座席から床へ転落したままであったり、暖房設備も医療器具もない体育館に寝かされるなど悲惨な環境で命を奪われ、また原発が何度も爆発する中で至近距離の病院に残され、骨と皮だけになるほど何もケアを受けられないままに命を奪われたのである。

裁判官におかれては、このような悲惨な被害を二度と起こさないように、真摯に、避難に実効性があるか否かについて考えていただきたい。

5 福島第一原発事故を受けた現行法の趣旨

(1) 改正された原子力基本法の趣旨

ア 福島第一原発事故を経験して改定された原子力基本法は、「前項の安全の確保（引用者注：原子力の利用の安全確保）については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と新たに定めた（2条2項）。

この改正趣旨について、2012（平成24）年5月29日の第180回国会衆議院本会議（第22号）（甲5）においては、当時の内閣総理大臣野田佳彦氏が、「二度とこのような事故を起こさないためには、放射線から人と環境を守るとの理念のもとで、組織と制度の抜本的な改革を行うことが必要です。このため、政府提出法案では、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護することを、原子力安全規制の目的として、原子力基本法に明記することにしました。」（5頁）と答弁している。

そして、上記2条2項に「前項」として引用されている同条1項の「安全の確保」には、「原子力災害が発生した場合において住民の避難等の防護措置をとること等により、その生命、健康等を保護することを含む」と安倍晋三内閣総理大臣が答弁している（甲1028）。

つまり、原子力基本法は、原子力の利用の安全確保には、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を守るための、第5層の避難の実効性が必要であると定めているのである。

イ また、原子力基本法2条2項にいう「確立された国際的な基準」にIAEAの安全基準が含まれることは、政府も認めるところである（甲1028）。

そして、上記のとおり、IAEAの安全基準によると、人及び環境を電離放射線の有害な影響から防護するという基本安全目的を達成するために、第5層は不可欠な防護階層である。

したがって、原子力基本法は、「確立された国際的な基準」の観点からも、原子力利用の安全確保のために第5層を要求している。

(2) 新たに制定された原子力規制委員会設置法の趣旨

福島第一原発事故を受けて新たに制定された原子力規制委員会設置法も、その目的に「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施」と定めている（1条）。

そして、原子力規制委員会の担当事務としては、避難の指針である、原子力災害対策指針の策定も含まれている（原子力規制委員会設置法4条1号、3号、5号、13号・原子力災害対策特別措置法6条の2）。

同法でいう「原子力利用における安全の確保」は、原子力分野の憲法とされる原子力基本法 2 条 1 項の「安全の確保」と同義であると解される。

つまり、原子力規制委員会設置法も、原子力基本法と同様に、第 3 層までで原子力発電所の安全を確保できるという考え方を採っておらず、仮に第 3 層までで原子力発電所の施設そのものの安全を確保できるとしても、「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準」を踏まえた「原子力利用における安全の確保」、すなわち、第 5 層の避難の実効性を確保することを要求している。

(3) 改正された原子力災害対策特別措置法の趣旨

原子力防災について規定する、原子力災害対策特別措置法は、福島第一原発事故を受けて、「国は、大規模な自然災害…による原子力災害（引用者注：原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害（同法 2 条 1 号））の発生も想定し」、「深層防護の徹底」を行うと定めている（4 条の 2）。

このように同法も、「深層防護の徹底」と定めるとおり、第 3 層までで原子力利用における安全を確保できるという考え方を採っていない。

それどころか、「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため」（同法 1 条）に、地域防災計画（避難計画）の策定を自治体に義務付けており（災害対策基本法 40 条、42 条 原子力災害対策特別措置法 28 条）、第 5 層の避難の実効性を要求している。

(4) 小括

以上のとおり、福島第一原発事故を受けて改定された現行法の趣旨からも、「確立された国際的な基準」である IAEA 安全基準を踏まえて、原子力利用の安全確保のために、第 5 層の避難の実効性

によって住民の生命、健康等を確保することを要求しているといえる。

6 これまでの高裁決定

(1) これまでの高裁決定でも避難の実効性を別途判断

原子力発電所の運転差止仮処分命令が争われた事件において、避難については、これまで2つの高裁決定が出ている。1つは、2016年（平成28年）4月6日付福岡高裁宮崎支部決定（平成27年（ラ）第33号川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件）であり、もう一つは、2018年（平成30年）1月15日付高松高裁決定（平成29年（ラ）第100号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件）である。

福岡高裁宮崎支部決定は、「現行法制度の下においては、発電所原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできないと解すべきである。」と判示する（270頁）。

高松高裁決定も、同様の判示をする（360頁）。

このように、上記2つの高裁は、地震や火山による人格権侵害の具体的危険の有無に触れることなく、避難の実効性について独立して別途判断している。つまり、上記2つの高裁は、現行法制の下に

においては、地震や火山による人格権侵害の具体的危険があるとな
かろうと、5層にあたる避難の実効性が確保されているか否かが、
別途、独立して司法審査の対象になることを示している。

以上のとおり、原決定の上記判示は、これら高裁決定にも反して
いる。

(2) 高裁決定の問題点

上記2つの高裁決定は、原子力発電所の敷地外の避難については
国や地方自治体が担うとされていることを挙げて（福岡高裁宮崎支
部決定269～270頁、高松高裁決定359～360頁）、「周辺
住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得
るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するよう
な場合でない限り」、人格権侵害の具体的危険を認めない点で、避
難の実効性を骨抜きにしているという問題がある。

上記高裁決定に沿うと、例えば、国や地方自治体が避難計画を一
部だけ作成すれば避難の実効性がないとしても、住民らの人格権侵
害の具体的危険がないことになる。

しかし、避難計画が一部あるいは全部存在しても、実効性がない
場合は、人格権侵害の具体的危険があるということは、自明の理で
ある。それにもかかわらず、上記高裁決定は、避難計画の実効性が
ないことによる人格権侵害の具体的危険がある場合を大幅に切り
捨てている。

現に、高松高裁決定は、次のとおり、佐田岬半島の避難が困難で
あることについて多く認定しながらも、それに対する解決策を一切
認定することなく、上記判断基準に該当しないとの理由で、住民ら
の人格権侵害の具体的危険を否定した。

「伊方発電所は、抗告人らが指摘するように、佐田岬半島の付け根

に立地しており、住民の中には、高齢者、避難行動要支援者（災害対策基本法49条の10）、幼児・児童等が多数含まれており、わが国の他の原子力発電所に比較しても、いったん、本件3号機で過酷事故が発生した場合の避難には困難が予想される場所である。

伊方町のPAZ圏以西の佐田岬半島地域は、伊方発電所で緊急事態が発生した場合には陸路による避難が困難になることも予想されるため、予防避難エリアとされているところ、平成28年4月1日時点の住民は、4724人であった。本件避難計画では、伊方発電所が全面緊急事態となって陸路避難を行う場合には、自家用車で避難できない住民等約1107人を民間バス会社の協力を得て搬送することとされているが、運転手等の被ばく量が1ミリシーベルトを下回る場合でなければ、避難活動に協力を要請することができないことが明記されており、この協力態勢が全面緊急事態でも十分に機能するののかについては疑問がある。また、本件避難計画では、伊方発電所が全面緊急事態となって海路避難を行う場合には、民間旅客船会社や海上保安部及び海上自衛隊地方総監部の船舶を利用するほか、海上保安本部及び海上自衛隊のヘリコプターを利用するとされているが、予防避難エリア内の住民全員を佐田岬半島外に避難させることができるほどの輸送力が確保されているとは認め難く、陸路避難ができない場合に予防避難エリア内の住民全員を迅速かつ安全に避難させることができるのか、懸念される場所である。そして、本件避難計画では、屋内退避を実施するケースも想定しているところ、放射線防護施設は、現在も予防避難エリア内の住民に遠く及ばない収容能力しかない上、収容可能人数とされる人数を収容することができるかは必ずしも明らかでない施設や、土砂災害警戒区域内にある施設もあり（甲B216、217）、不十分との評

価は免れないように思われる。

原子力発電所の事故に対する避難計画としては、全面緊急事態となった場合であっても、陸路による避難、海路及び空路による避難、放射線防護施設における屋内退避のいずれか一つしか選択肢がないような場合であっても、予防避難エリア内の住民全員を確実に、迅速かつ安全に避難させることができるようなものが、本来のあるべき姿といえるから、現在の本件避難計画は不十分な点が少なからず存在するといわざるを得ない。」（380～381頁）

つまり、上記高松高裁決定は、本来であれば、避難計画に不十分な点があるなら、住民が避難することができず、人格権侵害の具体的危険があるといえるにもかかわらず、全て切り捨てたのである。

貴裁判官におかれては、上記高裁決定の問題を繰り返さず、福島第一原発事故による避難の悲惨さに向き合い、人権救済の砦としての役割に鑑み、避難の実効性があるのか、抗告人らの生命、身体の利益を本当に守れるのかを真摯に検討していただき、司法の役割を果たしていただきたい。

7 結論

以上のとおり、原子力利用の安全が確保されているといえるには、第5層の確保も必要であり、第5層の欠如は原子力利用の安全が確保されていないといえ、抗告人らの人格権侵害の具体的な危険があることになる。

上記判示をみると、原決定の裁判官は、原子力発電所そのものの施設としての安全を確保できれば（第3層までの安全を確認できれば）、安全を確保できると素朴に考えたようである。しかし、原子力利用における安全の確保において、そのような素朴な考え方は、国際的には度重なる原発事故を経験して、1996年（平成8年）には否定され

5層の防護が必要とされてきた。日本も、遅ればせながら、福島第一原発事故の悲惨な避難を経験してようやく、原子力利用における安全確保を達成するために5層の防護を法体系に取り込んだ。

よって、上記判示は、第3層までで原子力利用における安全確保ができると判示している点で、国際的には1996年（平成8年）以前に逆戻りする時代遅れの内容であり、また福島第一原発事故を受けて改正された原子力関連法の趣旨にも反している。

第3 原決定の誤り―島の避難困難性を無視

1 原決定の判示

原決定は、自治体レベルでの対応が困難な事態に至った場合には、必要に応じ全国の実働組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が実施されることとされており、政府を挙げて、その時々状況に応じた、全国規模のあらゆる支援が実施されることとなっていることや（乙88・144頁以下）、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を受けた自治体が「直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知する」と規定されていること、また県も「必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする」とされていることを挙げて（乙321 [Ⅲ-24、25頁]）、抗告人らに対して直ちに避難又は一時移転のための支援がなされたり、屋内退避のための避難所が開設されたりすることで対応することが予定されているといえるなどとして、抗告人らが居住する島から避難することは困難であるとの主張を退けた（原決定311～312頁）。

しかし、上記判示は、抗告人らの生命、健康を守ることに對し

て、あまりに無責任である。つまり、上記判示で挙げられている避難方法について、具体的に検討すると、原告人らの居住する島らかの避難は、極めて困難あるいは不可能である。以下、詳述する。

2 「全国規模のあらゆる支援」は根拠にならない

原決定は、「自治体レベルでの対応が困難な事態に至った場合には、必要に応じ全国の実働組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が実施されることとされており、政府を挙げて、その時々状況に応じた、全国規模のあらゆる支援が実施されることとなっている（乙88・144頁以下）」と判示する。

しかし、原決定が根拠として挙げる「乙88・144頁以下」をみると、次のとおり、本件原告人らの避難の実効性を判断する材料ではない。

(1) 乙88の対象地域は30km圏内

都道府県及び市町村は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画の作成を義務付けられている（原子力災害対策特別措置法28条1項により読み替えて適用する災害対策基本法40条及び第42条）。

また、原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域（本件では、乙88・6頁のとおり、PAZ圏（5km圏）、UPZ圏（30km圏））を設定する都道府県及び市町村においては、地域防災計画の中で、当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を定めることになる。

内閣府原子力防災担当では、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する都道府県及び市町村に対する支援を行っている（甲1029）。

つまり、乙88は、伊方原発周辺の30km圏内（UPZ圏

内)の避難計画について検討した資料である。抗告人らの居住する島は、30km圏外に位置しているのであり、具体的な検討対象になっていない。

乙88が30km圏内を対象としていることは、原決定が挙げた乙88・144頁以下の内容からも裏付けられる。以下、144頁から順に検討する。

- ・144頁には、タイトル(「国の実働組織の支援体制」)の表示のみである。
- ・145頁には、警察署や消防組合、自衛隊の駐屯地の場所と名称の記載があるだけである。

抗告人らの避難の実効性にとって重要な事項である、①どこに何人の実働部隊がいて、②どのような車両や船舶、ヘリコプターなどの交通手段がどこに何台あるのか、③地震によって原発事故が起きた場合に、原発周辺の原子力災害対策重点区域(PAZ(5km圏)、UPZ(30km圏))から避難する人々を救助するために、人員や車両・船舶などの交通手段を割いた場合に、抗告人らの居住する島へどこからどのような実働部隊がどのような交通手段で何人くるのか、あるいは、抗告人らの居住する島へどこよりも優先して実働部隊がかけつけるのかなどについては、何も記載されていない。

- ・146頁の「全国の実働組織による支援」から伸びている矢印は、UPZと記載された円につながっている。つまり、146頁には、UPZ外にある抗告人らの居住する島は対象になっていない。
- ・147頁の「部隊等派遣」から伸びている矢印は、「PAZ圏及

び予防避難エリア³の施設敷地緊急事態要支援者」につながっている。つまり、147頁も、UPZ外にある抗告人らの居住する島は対象になっていない。

- ・148頁は、UPZの円がおさまる地図の表示しかなく、抗告人らの居住する島はその地図の範囲にはなく、ここでも抗告人らの居住する島は対象になっていない。
- ・149頁は、実働組織の活動例として、警察組織は輸送車両の先導をすること、消防組織も搬送の支援をすることなど抽象的な項目の記載のみであり、どこに位置する実働組織の何人がどのような輸送手段で、いつ、どこへ、救出活動に向かうのかについての記載はない。

以上のとおり、原決定が根拠として挙げる乙88は、抗告人らの居住する島からの避難を検討したものではない。なお、上記高松高裁決定が認定しているとおり、伊方地域の避難計画には不十分な点が多々ある。

したがって、原決定の上記判示には、根拠がない。

(2) 「全国規模のあらゆる支援」の空虚さ

また、上記判示の挙げる「全国規模のあらゆる支援」という認定は、福島第一原発事故の悲惨な避難を繰り返すことにつながるものであり、避難の実効性を確保するものではない。

すなわち、福島第一原発事故時にも、当然のことながら「全国規模のあらゆる支援」をしようとしたのである。国を挙げて、自衛隊も消防隊も警察も、医師も看護師もケアマネジャーなども、

³ 予防避難エリアとは、PAZ圏（5km圏）に準じた避難等の防護措置を準備する区域をいう。伊方地域では、PAZ圏以西の佐田岬半島地域（伊方原発が半島の付け根にあるため、この地域の住民は半島の先へ向けて避難するしかなく避難が極めて困難。）をいう。（乙88・6頁）

必死の救出活動に尽力した。

しかし、上記の双葉病院の事例のように、放射線防護装備のない実働組織は救出に向かうことすらできなかつたり、放射線量が高すぎて救出を中断せざるを得なかつたり、救出できても避難先が決まらず長時間の過酷な避難によって避難者は命を奪われたりしたのである。

請戸^{うけと}の浜の事例でも、津波によって壊滅的被害を受けた請戸の浜で多くの津波被害者が助けを呼ぶ中で、救出活動に取り掛かる直前に原発事故による避難指示が発令され、救出活動は中止されたのである（原審の準備書面1の「第3」の「1」）。

このような悲惨な現実を直視すれば、「全国規模のあらゆる支援」があるから大丈夫などと抽象的なレベルで、避難の実効性を軽々しく認定などできるはずもない。

山口県は、地震による被害想定として（甲960の1～3）、例えば中央構造線断層帯の地震について、

急傾斜地崩壊の危険度が高い箇所 480箇所

地すべりの危険度が高い箇所 48箇所

山腹崩壊の危険度が高い箇所 177箇所

全壊棟数 2470棟

半壊棟数 12, 116棟

焼失棟数 402棟

死者 97人

負傷者 922人

重傷者 106人

緊急輸送道路の被害箇所 34箇所

橋梁・高架橋の被害箇所 2箇所

などの甚大な被害を想定している（甲 9 6 0 の 2 「表 5 - 1」）。このほかに、巨大地震が起きれば、愛媛県や岡山県、広島県など広範囲に巨大地震による被害は及び、死傷者の多数発生、住居の全半壊、道路の寸断・損壊や、港、空港の損壊などが複数の県にわたって発生する。

このような非常事態において、全国から、果たして、抗告人らの住む島に、いつ、何人、どのような交通手段で訪れるのか、何も反対疎明がなされていない。

福島第一原発事故の悲惨な避難を繰り返さないためには、具体的に、一人一人についてきちんと避難できるのかを真剣に検討し、抗告人らの人格権を侵害する具体的危険の有無を慎重に判断することが不可欠である。

3 自治体が直ちに避難所を開設することの困難さ

原決定は、内閣総理大臣が、自治体及び県に対して避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行なった場合には、当該自治体は、「直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知する」とされていること、県も「必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする」とされていること（乙 3 2 1 [Ⅲ-24、25頁]）を挙げて、抗告人らの避難に直ちに対応することが予定されているから人格権侵害の具体的危険がないと判示する（原決定 3 1 1～3 1 2 頁）。

しかし、抗告人らの居住する島の自治体や県が、地震によって原発事故が発生した場合に直ちに避難所を開設することは、原審で述べてきたとおり（原審の準備書面 1・2・7 の補充書 3 の「第 2」）、不可能あるいは極めて困難である。

以下、詳述する。

(1) 前提—UPZ外（30 km圏外）の避難の必要性

抗告人らの居住する島は、本件原発から30数 kmから40数 kmの範囲に位置する（直線距離で、平郡島は約34 km、祝島は約45 km、周防大島は約45 km）。

福島第一原発事故では、準備書面1の「第1」の「2」で述べたとおり、原発から約250 kmの範囲まで公衆被曝限度（年間1 mSv）を超える汚染が広がった。

また、福島県相馬郡飯舘村は、福島第一原発から約30 kmから約50 kmの範囲に位置するところ、同原発事故の放射性物質によって深刻に汚染されたために避難指示区域に指定され、人々は村に住めなくなった。そして、事故から約6年経過した2017年（平成29年）になってようやく、年間20 mSv以下という基準（この基準に対しては年間20 mSvもの大量の被ばくを強いるものとして厳しい批判がなされている。）に基づき避難指示が解除された。

さらに、2011年（平成23年）3月25日に、当時の菅総理大臣の要請に応じて原子力委員会委員長であった近藤駿介氏が、JNES（原子力安全基盤機構）及びJAEA（日本原子力研究開発機構）の協力の基に作成した「最悪のシナリオ」（甲630）によると、最悪の事態を想定した場合、強制移転を求めるべき地域が170 km以遠にも生じる可能性や、希望者に移転を認めるべき地域が250 km以遠にも発生することになる恐れがあるとされていた。

チェルノブイリ原発事故では、厳格な管理の必要な放射線管理区域に相当する高濃度の汚染地域が同原発から1800 kmも離れ

たところにも広がっており、また同原発から100キロメートル以内の土地の殆どが放射線管理区域に相当する高濃度汚染地域であり、チェルノブイリ原発事故における移住義務ゾーンが原発から約280km離れた地域にも及んでいる（原審の準備書面7の「第1」の「2」）。

本件原発で事故が起きた場合に、放出、拡散された放射性物質によって山口県内がどのように汚染されるかについては、原審の準備書面2で、京都大学原子炉実験所元助手瀬尾健氏による予測と、環境総合研究所作成ソフトによる予測を挙げて主張したとおりである（同準備書面3頁～16頁）。

以上のとおり、これまでの原発事故や各種予測に基づくと、原告人らの居住する島は、本件原発事故によって放出される放射性物質に汚染される可能性が十分にあり、避難の必要性があるといえる。

(2) 前提一原子力災害対策指針に規定するUPZ外の避難の概要

原告人らの居住する島は、いずれもUPZ外とされている。

UPZ外の避難は、原子力災害対策指針（乙106）によると、「放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。」（乙106・62頁）、「UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」（乙106・63頁）、「UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。」（乙106・63頁）と規定されている。

つまり、UPZ外の避難は、まずは屋内退避をしておき、500 μ Sv/時という極めて高い放射線量が計測された地域が特定さ

る恐れがある。

ウ 祝島

██████████は、祝島の東部に位置する（甲917の1，甲917の2）。

同氏の自宅は、木造モルタルづくりで耐震性が備わっていない（甲896・7頁）。

エ 熊本地震によって屋内退避の非現実性が浮き彫りに

屋内退避は、巨大地震による原発事故の際には採り得ない手段であることが、2016（平成28）年4月15日に起きた熊本地震で明らかになった。

すなわち、同地震は、同月14日に震度7（熊本県益城町）（前震）、その2日後の同月16日にも震度7（熊本県益城町）（本震）を観測するなど2度の大きな揺れを起こしたものであるが、前震に耐えた住宅に戻ったところを本震に襲われ、1階が潰れて死亡した住民もいる（甲870）。そして、同地震の際に、国が熊本県に対して全避難者の屋内避難の方針を伝えたところ、熊本県知事が「避難所が足りなくてみなさんがあそこに出たわけではない。余震が怖くて部屋の中にいられないから出たんだ。現場の気持ちが分かっていない。」と抗議している（甲871）。

このように巨大地震の際には建物倒壊による生命・身体への危険があり、屋内退避をすることなど到底現実的ではない。しかも、屋内退避をすれば、建物の倒壊によって生命・健康の危機に瀕するのであって、そのような危険を冒すことを強いることはできない。

オ 鹿児島県の例

自宅での屋内退避を強いる避難計画の不合理性を受け止めて

避難計画を改訂した自治体が、鹿児島県である。鹿児島県は、熊本地震の経験を踏まえ、30km圏内で地震による家屋倒壊などで屋内退避が難しい場合は、別の丈夫な避難場所や30km圏外の避難先に移動する旨を明記した（甲990）。

(4) 近くの避難所での屋内退避も不可能

抗告人らの自宅がいずれも巨大地震に耐えられないものであることや巨大地震の際に屋内にとどまることの恐怖から屋内退避が非現実的であることから、近くの避難所での屋内退避を考えてみる。

しかし、抗告人らの居住する島には、いずれも、原発事故による放射性物質を避けながら巨大地震に耐えられるような屋内の避難所の整備はなされていない。

ア 周防大島

周防大島町の地震防災マップ（原発事故時の避難計画はないため、地震時の防災マップを参考にした。）によると、地震時の避難所は、抗告人の自宅近くでは安下庄小学校グラウンドあるいは安下庄中学校グラウンドと指定されている（甲914の2・「⑪」「⑫」）。

いずれも屋外の避難所である。これでは被曝を避けられない。

イ 平郡島

自宅以外の屋内退避場所としては、「指定緊急避難所」（一時的な避難所）に指定されている平郡東小学校体育館が考えられる（甲920）。

ところが、平郡東小学校体育館は、昭和49年に落成しており、その後の改修等はなされていない（甲921）。そのため、同体育館も、巨大地震時による倒壊・破損、天井の損壊による多数の落下物が発生する危険があり、屋内退避場所としてふさわしくない。

また、スクリーニング体制も整備されていない上に、同体育館1ヶ所しか避難所がなく、放射性物質が大量に飛散してきた場合に他の地点で屋内退避をすることもできない。

ウ 祝島

自宅以外の避難所としては、災害一般の避難所として祝島地区館と祝島小学校が指定されている（甲923）。

抗告人ら代理人が祝島地区館を訪れたところ、同地区館で働く人や住民らから、「この施設は壁のひび割れがあったり、ひどい雨漏りで床や壁が何箇所も浸食され、床は抜けそうな部分もある。」「勤務中に地震がくると危険なので、ヘルメットが用意されている。」「地震の時にわざわざ、こんな危険なところに避難することは考えられない。」など同地区館が避難所になり得ないことの説明を受けた。

実際に、町議会の質問でも同様の指摘がなされているものの、改善のための財政の見通しが立っていない（甲924, 甲925）。また、祝島小学校についても、築63年が経過するなど老朽化が問題となっているものの、やはり財政の見通しが立っていない（甲925）。

(5) 直ちに避難所の開設は不可能

原発事故が起きてから避難所を用意することは不可能であることは、原審から主張してきている。

すなわち、東日本大震災時に体育館の天井が損壊して多くの落下物が降ったことから（甲918）、屋内退避所となる施設は事前に耐震性を十分に強化しておかなければ二次被害の恐れがある。しかし、抗告人らの居住する島において、地震時の避難所は、上記のとおり、屋外あるいは耐震性を備えていない古い建物であって、原発

事故を起こすような巨大地震に耐えられる建物は示されていない。

さらに、避難所には、少なくとも、十分な収容能力、スクリーニング体制（甲 9 1 9。放射線を測定する機器、放射性物質を取り除く道具、人員、場所など。）、被ばくをしないために放射性物質が拡散・到達しない地点であることが求められる。

原発事故が起きてからそのような条件を満たす屋内の避難所を設けることは不可能である。

この点について、相手方は、どこに何人を収容できる避難所を、いつ誰が開設できる準備があるのかの主張疎明をしていないのであるから、原決定のように安易に「直ちに避難所の開設ができる」旨の認定をすることはできない。

(6) 島から避難することも不可能

屋内退避ができないことから島外へ避難しようとしても、次のとおり、道路の寸断や損壊、船舶が動かないことによって、島外への避難も極めて困難あるいは不可能である。

ア 周防大島

周防大島の抗告人宅から本州へ避難する経路は、県道 4 号線（四国に面する海岸線を走る。）、あるいは、国道 4 3 7 号線（本州に面する海岸線を走る。）がある（甲 9 3 0）。

県道 4 号線及び国道 4 3 7 号線は、数えきれないほど多数の土石災害の警戒区域・特別警戒区域を有する（甲 9 1 3 の 4）。債権者の住所地付近だけを見ても、県道 4 号線沿いに土石流警戒区域が広がり、急傾斜地警戒区域・特別警戒区域も複数ヶ所指定されている（甲 9 1 3 の 5）。「大島大橋」の周防大島側のたもとも土石流の警戒区域に指定され、またそこへ向かう道路も地すべりの警戒区域や急傾斜地の警戒区域に多数指定されている（甲 9 1 3

の6～8)。「大島大橋」の本州側のたもとは、さらに多くの、土石流の警戒区域・特別警戒区域，急傾斜地の警戒区域・特別警戒区域，地すべりの警戒区域に指定されている（甲913の8）。

このように，抗告人の住所地から「大島大橋」へ向かう経路のみならず，「大島大橋」を本州側へ渡り切った後の経路も多数の土砂災害の危険を有しており，行く手を阻まれる恐れがある。

イ 平郡島

平郡島の土砂災害警戒区域・特別警戒区域は，島の東側と西側に指定されている（甲913の9）。抗告人の避難経路に関するものとしては，島の東側における警戒区域・特別警戒区域が問題となるところ，債権者の住所地付近には，複数ヶ所の急傾斜地警戒区域・特別警戒区域の指定がある（甲913の10）。避難が困難であるのみならず，複数箇所の道路の寸断によって孤立する恐れもある。

ウ 祝島

祝島の土砂災害警戒区域・特別警戒区域は，島の東側に指定されている（甲913の11）。特に島の北側から港へ至る経路は，その経路自体が広範囲に，急傾斜地の警戒区域・特別警戒区域及び地すべりの警戒区域に指定されている（甲913の12）。港の近くからの避難経路は寸断される恐れがある。

エ 船舶による避難の困難さ

祝島や平郡島の債権者は，船による避難が不可欠であるものの，地震・津波によって船舶や港湾施設が損傷を受ける可能性が高く，また津波によって海へ流されてきた家屋，木材などの障害物が大量に漂流して運航の妨げとなったり，波・うねり・風の強さによって運航できない恐れもある。また船舶の定員の少なさから一度

に島民全員が乗船することはできない。(以上、原審の準備書面
7「第3」)

オ 小括

以上のとおり、屋内退避ができずに車や船舶で避難しようとしても、地震による道路の損壊、土砂崩れ、船舶や港湾施設の損傷、障害物の漂流や波等の強さによる運航中止などによって、車や船舶で避難することも極めて困難あるいは不可能である。

4 結論

以上のとおり、原告人らは、避難における実効性の無さを具体的に主張疎明している。これに対して、相手方も原決定も、具体的な解決策を示していない。

そうすると、本件は生命、身体への危険が問題とされている事案での司法審査の枠組み（「住民側の行うべき疎明の程度は通常の仮処分よりも低くて足り、一方、この疎明があった場合には、事業者側は、そのような危険が存在しないことについての高度の反対疎明（本訴でいえば反証）に成功しない限り、住民側の疎明が尽くされたこととなる」（甲650・13頁））にあてはめると、原告人らが具体的に主張疎明した人格権侵害の具体的危険について、事業者側は、具体的な解決策を示しておらず（通常の疎明すらできておらず）、そのような危険が存在しないことについての高度の反対疎明に成功していないのであるから、原告人らの人格権侵害の具体的危険はあるといえる。

よって、原決定は、人格権侵害の具体的危険はないと判示している点において、誤っている。

第4 原決定の判断の脱漏—安定ヨウ素剤の備蓄・配布

1 抗告人らの主張

抗告人らは、準備書面1・2・7の補充書4（安定ヨウ素剤について）において、抗告人らの住所地の島には安定ヨウ素剤が保管されておらず、また抗告人らは安定ヨウ素剤の事前配布を受けていないことから、本件原発で放射性物質放出事故が起きた場合に、抗告人らの生命・健康は侵害される危険があると主張している。

その要点は、次のとおりである（詳しくは、準備書面1・2・7の補充書4参照）。

- ① 安定ヨウ素剤の服用時期について、原子力規制庁は「放射性ヨウ素が体内摂取される前に予防服用することが大切である。」（甲956・20頁4行目以降）と規定していること。
- ② IAEAは、確率的影響のリスクを回避するための基準として甲状腺等価線量50ミリシーベルト／7日間と規定していること（甲959・11頁）。
- ③ SPEEDIの試算によると、福島第一原発事故における飯舘村（福島第一原発から直線距離で約28～48km）では、甲状腺等価線量は100mSvから500mSvの範囲にある（甲958の2）。そうすると、抗告人ら（本件伊方原発から直線距離で約30km～45km）も、甲状腺等価線量100mSv～500mSvもの内部被曝を強いられる恐れがあり、安定ヨウ素剤の服用が必要になる可能性が十分にあること。
- ④ 抗告人らの居住するUPZ圏外には、次の問題があり、事故が起きてからの配布（事後配布）では適切な服用時期に間に合わないと考えられることから、事前配布が必要である。
⑤放射性ヨウ素が、原発事故から24時間以上にわたって、安定ヨ

ウ素剤の服用を要しない量にとどまる保証がないこと

⑥ 原告人らの住所地の島にはモニタリングポストが無いあるいは1ヶ所しか無いため(準備書面1・2・7の補充書1・15頁「(2)」), 服用指示の前提となる放射性ヨウ素の観測が不可能であり, 服用が必要であるか否かの判断が極めて困難あるいは不可能であること。

◎ 安定ヨウ素剤は, 原告人らの住所地の島には保管されておらず, かつ, 山口県内に十分な量の保管はなされていない(後述「第6」の「2」)。そのため, 県外から必要量を調達する必要性が生じ, 調達のために時間を要すること。

④ 安定ヨウ素剤の配布を担当する職員が, 地震による土砂災害等による交通施設の損壊のため, 安定ヨウ素剤を調達して配布場所へたどりつくことが不可能, あるいは, 長時間を要すること。

すなわち, 山口県は, 地震による被害想定として, 例えば中央構造線断層帯の地震について, 全壊棟数2470棟、死者97人、負傷者922人、重傷者106人、急傾斜地崩壊の危険度が高いk所480か所、山腹崩壊の危険度が高い箇所177か所など甚大な被害を想定している(甲960の1~3)。

山口県全体がこのような被害を受けることから, 職員が, 安定ヨウ素剤の調達・配布が不可能, あるいは, 長時間を要することは十分に考えられる。

◎ 緊急時の安定ヨウ素剤の配布場所を設置が不可能, あるいは, 長時間を要すること。

すなわち, 緊急時の安定ヨウ素剤の配布場所について, 原子力規制庁は, 次のとおり規定する。

「(ii) 配布方法

- ・緊急時の配布に当たって粉末剤を利用する場合には、集合場所や避難所等において、薬剤師等が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製できる体制を準備する。
- ・避難する際に搭乗するバスや、屋内にある集合場所で配布する。
- ・住民が配布のため屋外に並ぶことを避け、屋内や車内で待機できるように配布場所を指定する。」(甲 9 5 6 ・ 1 1 頁)

これによると、安定ヨウ素剤の配布場所として、まず、放射性ヨウ素を体内に取り込まないように屋内の施設が必要である。

ところが、その屋内の施設の設置には、

- ・場所の選定(放射性物質がたどりつきにくい場所、土砂災害等の恐れのない場所など)
- ・施設の耐震性・気密性、十分な収容能力の有無
- ・施設内に入る人の汚染の有無を確認するスクリーニング人員・機材(放射線測定器、防護服、線量計、手袋、サージカルマスクなど。甲 9 6 1 ・ 9 頁)
- ・汚染が確認された人を簡易除染するための人員・機材(頭髪の放射性物質を洗い流すための水、洗い流した水を保管する容器、シャワー、マスク、手袋、脱衣した衣服を入れる容器、ウェットティッシュなど。甲 9 6 1 ・ 1 7 頁)

などの準備が必要であり、そもそも準備が不可能、あるいは、かなりの長時間を要する。

さらに、薬剤師の確保も必要であり、仮に確保できたとしても、地震による土砂災害等による交通施設の損壊のため、薬剤師が配布場所までたどりつくことが不可能、あるいは、長時間を要する。

- ⑥ 原告人ら住民が、地震による土砂災害等による交通施設の損壊のため、配布場所にたどりつくことが不可能、あるいは、長時間を要す

ること。

以上のとおり、原告人らの居住する住所地には、少なくとも上記の問題があり、事故が起きてから24時間以内の配布はできないと考えられ、事前配布が必要である。

- ⑦ 兵庫県や千葉県ではUPZ圏外で安定ヨウ素剤の事前配布を行っていること。

2 原決定の判断の脱漏

以上のとおり、原告人らの住所地は、安定ヨウ素剤の服用が必要になる可能性が十分あり、放射性ヨウ素の観測体制が不十分であることや土砂災害等の複合災害等のため、事後配布では、放射性ヨウ素による内部被曝の影響を低減するタイミングで安定ヨウ素剤を服用できない。それにもかかわらず、安定ヨウ素剤の事前配布がなされていないし、備蓄もなされていない。このような状況では、原告人らは、放射性ヨウ素に被ばくし、甲状腺がん発症のリスクを負うことになり、生命、健康への具体的危険があるといえる。

しかし、原決定は、この点について、何らの判断もしていない。

原決定は、住民の生命、健康を守るために不可欠な安定ヨウ素剤の備蓄・配布について判断を脱漏している。

第5 原決定の誤り—避難の実効性欠如と人格権侵害の具体的危険

原決定は、「深層防護の考え方により、第5層の避難計画の合理性、実効性が求められることになるとしても、その前提として、第4層までの防護レベルが機能せず、過酷事故が発生し、債権者らの人格権侵害の危険性が存在していることを当然に推認、擬制することまでが求められるものではない」「また、本件原子炉施設が相対的安全性を有しており、本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住

地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在するとは認められない」と判示する（原決定312頁）。

上記判示は、ここでも深層防護を理解せずに、第3層までで原子力発電所の安全性は確保できており、第5層に合理性、実効性が無くとも、原告人らの人格権侵害の具体的危険はないとの考え方に立っている。

しかし、「第2」で詳述したとおり、上記判示は、第3層までで原子力利用における安全確保ができると判示し、また、第5層に合理性、実効性が無くとも、原告人らの人格権侵害の具体的危険はないと判示する点で、「確立された国際的な基準」である5層の防護を取り入れた現行法の趣旨に反している。

第6 原決定の誤り—事故シミュレーションと原告人らの被害

原決定は、「新規制基準が制定され、規制委員会から新規制基準に適合すると判断を受けて本件原子炉が運転されていることに加え、本件原子炉施設が相対的安全性を有しており、本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在するとは認められないことは、これまで認定、判断したとおりであるから、上記各予測結果（引用者注：瀬尾氏の予測結果、環境総合研究所の予測結果）」が前提としている想定が当然にあてはまるとはいえないことから、人格権侵害の具体的危険が認められないと判示する。

しかし、上記判示は、原告人らの主張を正確に理解していない。

原告人らの主張は、上記各予測結果を示しながら、原告人らの居住地に放射性物質が到達する可能性を示して、原告人らの住所地は、本件原発で事故が起きた場合、本件原発から放出される放射性物質に汚

染される恐れがあり、避難を必要とする地域である旨の主張である（準備書面7「第1」の「3」「4」）。抗告人らは、上記各予測結果から直接に人格権侵害の具体的危険が発生するとまでは主張していない。

したがって、上記判示は、抗告人らの主張を正確に理解しておらず、誤りである。なお、ここでも、上記判示は、5層の防護について正しく理解していないことを指摘しておく。

以上